

意見書と第9期計画（素案） との対比について

第4回策定市民委員会資料
令和5（2023）年11月22日

1 「高齢者保健福祉計画」に関する意見

◆老人クラブ活動

意見書	計画書（素案）
老人クラブの参加者が減少している背景には、就労されている高齢者の方も多い現状に留意し、社会参加をする機会がない方や、コロナ禍により外出意欲が低下された方を中心として、老人クラブへの参加を促す取り組みの検討が求められる。 また、老人クラブの活動内容がわかりやすく伝わるよう周知方法を検討することが必要である。 さらには、魅力的な活動の創出といった、老人クラブへの参加意欲を向上させる工夫が求められる。	第4章 基本目標6 1 老人クラブ活動の支援 (P56) 円滑な運営のために、老人クラブ及び老人クラブ連合会に対する補助金の交付等を通じて活動を支援するとともに、活動内容のわかりやすい周知方法の検討や老人クラブへの参加意欲が向上するような環境づくり等の取り組みを促進します。

◆高齢者外出促進バス事業

意見書	計画書（素案）
高齢者外出促進バス事業は、高齢者の外出や社会参加を促進する効果があり、今後も継続していくことが求められる。 一方で、事業を知らない方がいることから、医療機関へのポスター配布や広報紙等によるお知らせといった従来の周知方法の他、より効果的な周知方法について検討することが必要である。 併せて、事業をより使いやすくする取り組みが望まれる。	第4章 基本目標6 2 高齢者外出促進バス事業の推進 (P57) 70歳以上の高齢者に対して「おでかけパスポート70」を交付するなど、バス等の利用に対する助成を通じて移動を支援することにより、高齢者の外出を促進し生きがいづくりと健康づくりを進めます。 多くの高齢者が事業を知り、利用がさらに進むように、制度を効果的に周知するとともに、利便性の向上に努めます。

◆高齢者等緊急通報システム設置事業

意見書	計画書（素案）
一人暮らしの高齢者が増加していることから、緊急時に通報できる仕組みの継続が必要である。その際の仕組みについては、時代に即した方法を構築することが求められる。 また、事業を知らない方に対する周知の強化が必要であるとともに、サービスが必要な方が利用できているかなど、状況の把握に努めることも必要である。	第4章 基本目標 5 1 高齢者在宅福祉サービスの推進 (P51) 今後とも各種サービスの内容の見直しや実施方法の改善、制度のさらなる周知を図りながら、サービスを必要とする方の支援に努めます。 (P52) 上表内 （緊急通報システムの）設置についてはアナログの固定電話を対象としているため、今後は、様々な形態で利用が可能となるよう、サービスの充実に向け検討に努めます。

◆家族介護用品支給事業

意見書	計画書（素案）
在宅介護においては、家族の心身や家計への負担が大きいことから、家族に対する支援のため、事業の継続は必要であり、今後、更なる負担軽減の検討が望まれる。	第4章 基本目標 5 1 高齢者在宅福祉サービスの推進 (P51) 今後とも各種サービスの内容の見直しや実施方法の改善、制度のさらなる周知を図りながら、サービスを必要とする方の支援に努めます。 (P53) 上表内 介護に必要なオムツ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーを支給する

2 「介護保険事業計画」に関する意見

◆介護予防・健康づくりの推進

意見書	計画書（素案）
介護予防・健康づくりは、健康寿命の延伸に効果的であり、大変重要な取り組みである。 今後、認知症予防やフレイル予防に効果的な取り組みが求められるとともに、事業を知らない方や利用しない方が参加を希望するような周知方法を検討していくことが求められる。	第4章 基本目標 2 3 一般介護予防事業の推進 (P40) 元気な高齢者が介護予防に取り組むための教室や健康相談を行うほか、生活機能が低下するなど、何らかの支援を必要とする方を把握し、適切な支援につなげるための取り組みを進めるとともに、介護予防事業について幅広く周知に努めます。 3 (2) 介護予防普及啓発事業 (P41) 広報紙や新聞への記事掲載など、事業のさらなる周知に努めながら、フレイル（高齢化による虚弱）の予防等、早期からの介護予防の普及・啓発を行います。 4 保健事業と介護予防の連携 (P43) 健康的な生活の必要性を幅広い世代に理解してもらうために、「健康まつり」や「市民介護予防普及講座」を開催するなど、健康寿命の延伸に向けた健康づくりを推進します。

◆地域ケア会議の推進

意見書	計画書（素案）
地域課題の把握等、解決へ向けた検討を行う地域ケア会議は大変重要である。 今後も、多くの事例の積み重ねや支援に向けた課題整理を行っていくとともに、医療機関等の多職種や住民組織等との連携を強化していくことが求められる。	第4章 基本目標 2 1 (4) 地域ケア会議 (P32) 医療・介護・福祉・司法等の多職種及び民生委員や町内会等の市民団体等の地域の関係者が協働して高齢者個人に対する支援の充実や地域課題の解決に向けた検討を行う「地域ケア会議」を開催します。 地域ケア会議には、5つの機能（個別課題解決、地域包括支援ネットワーク構築、地域課題把握、地域づくり・資源開発、政策形成）があり、それらの機能を発揮した会議運営を目指します。 地域包括支援センター主催の「個別会議」では、個別ケースの検討を通

	じ、個別課題解決、地域包括支援ネットワーク構築、地域課題把握を行い、「推進会議」では、課題解決に必要な地域づくり・資源開発につなげるとともに、課題解決にあたっては「個別会議」から「推進会議」へのつながりを強化します。 さらに、高齢者の自立支援に資する、より実効性のあるものとするため、リハビリテーション専門職等の多職種が参加しやすい体制の充実を図ります。
--	---

◆在宅医療・介護連携の推進

意見書	計画書（素案）
在宅医療・介護連携の推進にあたって、適切な情報の共有が重要であり、現在取り組んでいる「つながり手帳」は、効果的なツールであることから、医療・介護を必要とする方や関係者等に対し、より一層の普及・啓発が求められる。 また、在宅医療の一翼を担う調剤薬局において、つながり手帳等による情報連携の活用が少ないことから、活用の促進が求められる。	第4章 基本施策 1 2 (1) 医療・介護関係者の情報共有 (P33) 高齢者本人の思いを交えた医療や介護の情報を関係者が共有し、在宅生活などに対する切れ目のない支援を行うため、引き続き「釧路市つながり手帳」の普及に努めるとともに、<u>さらなる活用の促進に向けた検討</u>を行います。 ※事業実施の中で、調剤薬局での活用促進を検討します。

◆認知症施策の推進

意見書	計画書（素案）
認知症の人が尊厳を保持し、住み慣れた地域で安心して生活を続けられる環境を構築するため、幅広い世代に対し認知症に関する正しい知識と理解のさらなる普及啓発に取り組む必要がある。 また、認知症の早期診断・早期対応に向けた相談機関の充実を図り、適切に医療・介護に繋げる必要がある。 認知症の人やその家族等に対するサポートは重要であり、地域での	第4章 基本施策 3 1 認知症の理解と周知 (P45) 認知症の人を地域で支えるために重要な「認知症の正しい知識や理解」について、地域・職域・学校等での「認知症サポーター養成講座」や、「市民向け認知症講座」を開催し、普及・啓発に努めます。 認知症の状態に応じたケアやサービス提供の流れを示す「認知症ケアパ

交流の場や居場所づくりを含めた、認知症の人を包括的にケアする仕組みの深化が望まれる。

ス」を活用し、利用できる社会資源等を含めた情報発信に努めます。

また、介護サービス従事者向けの研修会を開催し、対応力向上に努めます。

2 認知症の人の社会参加、意思決定支援(P46)

認知症の人の意思を尊重し、本人が望む社会参加や活動ができるよう本人発信の機会・場所の整備を進めるとともに、「認知症ケアパス」を使用し、情報提供に努めます。

また、認知症の人の意思決定が適切に行われるように支援します。

医療や介護の支援を適切に受けられるための情報提供、消費者被害にあわないために成年後見制度の利用など、本人の状態に応じた支援を行います。

4 認知症の早期発見(P46)

「認知症初期集中支援チーム」の活動などを通じて、認知症の早期診断・早期対応等の初期対応を進めるとともに、「脳の健康度テスト」や、健康まつり等での「タブレット式ものわすれ相談プログラム」の実施、「高齢者実態調査事業」等により、認知症に移行するおそれのある高齢者を把握し、必要な支援を行います。

6 相談体制の整備(P47)

各地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員が中心となり、認知症疾患医療センターやかかりつけ医、認知症疾患に係る専門医療機関、介護事業所等と連携し、身近なところで継続的な相談ができる体制の整備を推進します。

7 家族等（ケアラー）への支援(P47)

認知症の人を介護する家族等(ケアラー)の負担軽減のため、「認知症高齢者家族やすらぎ支援事業」や「家族介護者交流事業」「家族介護教室」「若年性認知症の人と家族の集い」を継続実施するとともに、認知症の早期から家庭訪問を行い、認知症の人や家族等(ケアラー)の支援等を行う「認知症初期集中支援チーム」や「SOSネットワーク事前登録制度」「認知症地域支援推進員」「認知症カフェ」等について、さらなる周知を進め、

	必要な人が利用できるよう努めます。 認知症の人と家族等(ケアラー)が孤立しないよう、家族介護者の会である「釧路地区障害老人を支える会(たんぽぽの会)」や「阿寒町おひさまの会」等と連携し、情報提供や助言を行います。 8 行方不明高齢者等への支援(P47) 関係機関で構築する「釧路市SOSネットワークシステム」について、隣接町村との連携や高齢者情報の事前登録による機動性の向上等の機能強化を進めながら、早期発見・保護につなげるとともに、その後の本人及び家族等(ケアラー)への支援に努めます。 また、「SOSネットワーク模擬訓練」を継続的に開催し、地域の見守りネットワークの強化に努めるとともに、幅広い世代への認知症に対する啓発を行います。 9 支援のネットワーク化(P47) 認知症地域支援推進員を中心に、「認知症サポーター養成講座」等の受講者をはじめとする地域住民とサービス事業所等の関係機関をつなぎ、ネットワークをさらに強化しながら、認知症に関する様々な取り組みを総合的に進めることにより、認知症の人やその家族が地域で安心して暮らすための支援体制の拡充に努めます。
--	--

◆生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

意見書	計画書（素案）
高齢者支援においては、高齢者自身が取り組むボランティア活動も大変重要であることから、介護予防サポーター養成講座等や、ボランティアと活動の場のマッチングといった支援を強化していくことが求められる。 また、生活支援や介護予防における幅広いニーズに対応するため、リハビリテーション専門職の一層の活用が求められる。	第4章 基本施策2 3 (3) 地域介護予防活動支援事業(P41) 地域の身近な場所で介護予防に取り組むことができる「介護予防継続教室」等を実施します。 また、「高齢者支援ボランティア人材育成事業」を実施して、高齢者を地域で支える「ご近所ボランティア」や、介護予防継続教室等で指導を行う「介護予防サポーター」を養成するとともに、活動の場へのマッチング

	支援を強化します。 さらには、住民等主体の通所サービス「おたっしゃサービス」を実施する担い手の育成に努めるなど、高齢者の社会参加を推進します。 3 (5) 地域リハビリテーション活動支援事業) (P42) 地域における介護予防の取り組みを強化するため、理学療法士や作業療法士等のリハビリテーション専門職を派遣し、おたっしゃサービスなどの通いの場や、地域ケア会議において介護予防に関する専門的知識を生かした技術的助言や支援を受けるなど、地域リハビリテーション支援体制のさらなる充実に努めます。
--	--

◆高齢者虐待防止等の取り組み

意見書	計画書（素案）
高齢者虐待への対応では、早期発見が重要であることから、住民組織を含めた関係機関との連携による情報収集や、「見守り」に係る周知の強化、虐待情報を躊躇（ちゅうちょ）なく相談できる体制の推進が求められる。	第4章 基本目標 4 1 (1) 虐待防止の啓発 (P49) 地域住民に対し、高齢者虐待の防止や相談窓口の設置など、高齢者の見守りに関する周知・啓発を行うとともに、地域の専門職に対する研修会等を開催し、虐待防止に関する意識の向上を図り、虐待情報を躊躇（ちゅうちょ）なく相談できる体制を推進します。 (2) ネットワークづくりと虐待防止の対応強化 (P49) 釧路市高齢者虐待防止対応マニュアルに沿って、高齢者虐待の早期発見、早期対応、虐待の未然防止のため、「釧路市高齢者地域安心ネットワーク事業」を推進するとともに、釧路市地域ケア会議の専門会議や、地域包括支援センターを中心とする高齢者虐待対応ケース検討会議を開催し、釧路警察署や民生委員、町内会、老人クラブ、釧路弁護士会、法テラス釧路等の関係機関とのさらなる連携に努めます。

◆地域包括支援センターのあり方

意見書	計画書（素案）
地域包括支援センターは、身近な相談窓口として重要な役割を果たしており、相談件数等の増加によるさらなる体制の整備が求められている。 このことから、相談支援業務の委託や人員の補充などにより、相談窓口としての機能を維持し、より一層相談しやすい環境の整備に努める必要がある。なお、委託の際には、事業所ごとに対応の格差が生じないように丁寧な説明等により、理解に努めるとともに、個人情報保護を徹底する措置が必要である。 また、高齢者のより詳細な実態を把握するための取り組みが望まれる。	第4章 基本目標 1 1 (3) 総合相談支援事業 (P32) 高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を続けていくことができるよう、どのような支援が必要かを総合的に把握し、地域における適切なサービス、関係機関又は制度の利用につなげるなどの支援を行います。 介護離職の防止など、介護に取り組む家族等に対する相談支援体制の強化に努めるとともに、民生委員・町内会・老人クラブ等の関係機関とのネットワークの構築や地域の高齢者の実態把握を進めます。 また、地域包括支援センターが適切に業務を遂行するための体制の整備について取り組みます。 第4章 基本目標 2 3 (1) 介護予防把握事業 (P41) 高齢者の居宅等を訪問して、生活状況や健康状態などを把握する「高齢者実態調査事業」や、医療機関及び調剤薬局等の関係機関との連携・協力を通じて、支援が必要な方を把握し、介護予防事業等への適切な支援につなげます。 ※委託については、国のガイドライン等が示されてから、意見を踏まえた検討を行っていきます。

◆地域の実情に応じた介護サービス基盤整備

意見書	計画書（素案）
後期高齢者や85歳以上の高齢者の増加といった、高齢化の進展を踏まえた施設整備が求められる。 施設整備に際しては、認知症の方に対応する施設や、夫婦などの家族で入居できる施設の整備が求められる。 一方で、整備の計画に際しては、介護職員の不足状況に留意することが必要である。 また、物価高騰など、介護サービス事業所の運営を取り巻く状況について注視し、事業所の健全な運営に向けた対応が求められる。	第4章 基本目標5 2 (2) ① 住まいの状況提供等 (P55) 入居者に対して安否確認や生活支援サービス等を提供する「サービス付き高齢者向け住宅」をはじめ、住宅型有料老人ホームなど、高齢者の住まいも多様化しています。 また、見守りを受けながら夫婦で生活できる居室なども求められています。 今後、多様化がさらに進むと考えられることから、住まいの状況について情報の収集と提供に努めていきます。 第4章 基本目標7 1 介護サービス基盤の整備とサービス量の見込み ◆第9期計画期間の施設整備 (P66) 特定施設入居者生活介護事業所 3事業所 定員165人 (P67) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所 (P67) 認知症対応型共同生活介護 1事業所 定員18人 (P67) 看護小規模多機能型居宅介護 2事業所※ ※うち、1事業所は小規模多機能型居宅介護からの転換 (P73) 介護老人福祉施設 定員8人増 2 (2) ① 介護従事者の処遇改善 (P75) 介護従事者の賃金改善等に向け、国が進める処遇改善の加算の取得促進に努めるとともに、適切な介護報酬の設定等について、北海道市長会等と連携を図りながら、国や北海道に対して要望するなどの取り組みを進めます。 ※市が所管する地域密着型サービスの公募指定において、介護人材の確保見込を考慮した事業者選定を行ってまいります。

◆介護人材の確保

意見書	計画書（素案）
介護人材確保事業を推進し、より多くの人材が確保できるよう努めることが必要である。 また、介護職の魅力の向上や処遇改善等、介護職員がやりがいを持って働ける環境の整備が重要であることから、他の自治体での取り組みも参考にしつつ、効果的な事業の構築が求められる。 なお、在宅介護サービスを利用する上で欠かせない介護支援専門員の状況把握に努め、サービスを必要とする方が利用できる体制を維持していくことが重要である。	第4章 基本目標 7 2 (1) ② 効果的な介護人材の確保対策の検討 (P74) 介護職場における離職の状況や、介護人材の確保に関する介護サービス事業所等の実情・課題、さらには在宅における介護サービス提供の要となる介護支援専門員といった専門職の充足状況の把握に努め、他都市の事例も研究しながら、より効果的な人材確保や離職防止の対策等を検討し、介護事業所が安定的にサービスを提供できるよう支援していきます。 また、「介護のしごと」の魅力向上や、多様な人材が介護職場に参入しやすい環境の構築を検討します。 (2) 介護現場の生産性向上 (P75) 介護従事者が仕事にやりがいを持ち、長く介護の仕事を継続できる環境の整備のため、介護従事者の処遇改善や、業務の効率化、介護サービスの質の向上による介護従事者の負担軽減といった、介護現場における生産性の向上の取り組みを推進します。

◆利用者負担軽減制度

意見書	計画書（素案）
低所得者層の方の利用者負担を軽減するため、市が独自で実施している「民間等サービス利用者負担軽減」制度は継続すべきであり、今後、より一層の負担軽減を検討することが求められる。 また、軽減を受ける必要がある方が適切に利用できるよう周知していくことも必要である。	第6章 1 (5) 民間事業所等利用者負担軽減 (P87) 市民税非課税世帯で、一定の基準を満たし、特に生計維持が困難と認められた方が、市へ軽減協力の申出を行っている民間事業者が提供するサービスを利用した場合、市が独自に利用者負担を軽減します。 また、利用者負担の軽減制度について、市民によりわかりやすい周知に努めます。

◆介護給付費等に要する費用の適正化の取り組み

意見書	計画書（素案）
介護給付費の適正化のため、点検方法の見直しの検討や、点検数の拡充など、適正化事業を一層推進していくことが求められる。	第7章 2 (2) 介護給付等の適正化事業 (P91) 国及び北海道が示す「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、①要介護認定の適正化、②ケアプラン等の点検、③医療情報との突合・縦覧点検、について実施目標を設定し、北海道国民健康保険団体連合会（国保連）等との連携を図りながら取り組みを進めます。 また、実施の効果について検証するとともに、周知に努めます。 (P93) 上表内 点検数の増

◆制度の周知について

意見書	計画書（素案）
介護が必要となった際に、介護サービスを適切に利用できるよう、介護保険制度の周知を強化することが必要である。 その際、医療系サービスの利用に係る費用が所得税控除の対象となることや、第2号被保険者もサービス利用できることなど、利用者の視点に立った周知を行うことが必要である。 また、市で実施している様々な取り組みについて、サービスを必要とする方に適切に情報が伝わるような周知の方法を検討することが大変重要である。	第7章 1 (2) 広報等の充実 (P90) 支援を必要とする方が、必要な時に、速やかに利用できるよう、高齢者福祉施策や介護保険事業に関する情報を、広報紙やパンフレット、ホームページ、SNS などを活用して広く周知するとともに、市や地域包括支援センターが、民生委員、町内会、老人クラブ、介護サービス事業者等と連携を図り、日常圏域の生活の中で必要な情報が得られる環境づくりに努めます。 また、利用方法等について、わかりやすく周知するほか、<u>ガイドブック</u>等による詳細な情報提供にも努めます。 ※医療系サービスの所得税控除対象や、第2号被保険者のサービス利用については、上記ガイドブック等に内容を記載し、周知に努めていきます。

◆元気な高齢者の活用について

意見書	計画書（素案）
福祉サービスの創設や拡充をする際には、高齢者の社会参加の機会の確保や介護予防の推進といった観点から、また、財政面の負担増や人材確保が困難という現状からも、高齢者ボランティアの活用を視野にいたした事業を構築することが望ましい。	第4章 基本目標 1 3 (3) 高齢者の社会参加の促進(P36) 元気な高齢者が支援の担い手として活躍できるよう「ご近所ボランティア講座」等への参加を促すとともに、介護サービス事業所や「おたっしやサービス」など、地域の通いの場等で活動できるようコーディネートを進めます。

◆介護保険料の負担の抑制について

意見書	計画書（素案）
低所得の高齢者が増加する中、物価高騰の影響により、経済的に困窮する世帯がさらに増えていることから、第9期計画においては、低所得者に配慮した保険料段階への見直しなど、介護保険料の負担を抑制することが必要である。	※介護保険料は、来年1月に示される国の介護報酬改定後に算定することとなりますが、保険料段階や算定にあたっては意見書の趣旨を十分考慮してまいります。